

本件事故当時、広野町の仕入先から調達した容器を使用し、東京都内で食品を製造・販売していた申立人が、営業損害及び財物損害（容器の金型）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲及び金額

被申立人は、申立人に対し、営業損害、代替品の販売を余儀なくされたことによる損害、金型代、機械改良費その他申立人の一切の損害の賠償についての和解金として金600万円の支払義務があることを認める。

2 支払方法

（省略）

3 清算

被申立人の福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害に関し、申立人と被申立人は、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月7日

（仲介委員長 黒田純吉、仲介委員 田中昭人、同 村上義弘）